

## 営業用大型ダンプ車両をお持ちの建設業者の皆様へ

建設業の許可を受けている事業者が保有する「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」による届出を行っている営業用の大型自動車のうち、主として建設業の用途に使用する大型ダンプ車が、平成30年4月1日から経営事項審査の評価対象に加わりました。

経営事項審査の評価は、対象となる大型ダンプ車の車検証備考欄の表示番号の後に（建）と記載されている車検証の写しで確認します。

平成30年3月31日以前に経営事項審査の評価結果通知を受けたものについては、建設業法第27条の28に基づく再審査の申立を行うことができます。経営事項審査の手続きに関することについては中国地方整備局建政部計画・建設産業課にお問合せ下さい。

なお、再審査は、建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づいて、評価方法等の改正の日から120日以内<sup>③</sup>に限られていますので留意してください。

③当該再審査の申立は平成30年7月30日（月）までの受付となります

中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 TEL 082-221-9231(代)

.....

車検証備考欄の表示番号の後に（建）の記載をするには、各運輸支局等（自動車検査登録事務所）に申請・届出が必要です。車検証の手続きに関することについては各運輸支局等にお問合せ下さい。

### ○新たに表示番号の申請を行う場合

必要書類・・・表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）、  
建設業許可証の写し

取扱い・・・表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄に（建）表記。

### ○現に使用している営業用ダンプ車に「(建)」を追記する場合

必要書類・・・申請事項変更届出書（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）、車検証、  
建設業許可証の写し

取扱い・・・表示番号の変更は行わず、当該ダンプ車の車検証備考欄に手書きで（建）表記、及び運輸支局等名小印を押印。（次の継続検査で、手書きから印字になります。）

### ○営業用ダンプ車を建設業用に使用しなくなった（営業用ダンプ車の「(建)」を消す）場合

必要書類・・・表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）

取扱い・・・表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄の（建）を二重線で消去し、運輸支局等名小印を押印。（次の継続検査で、（建）が車検証に印字されなくなります。）